
鋼船規則検査要領

C 編

船体構造及び船体艤装

要
領

2009 年 第 3 回 一部改正

2009 年 12 月 22 日 達 第 74 号

2009 年 9 月 25 日 技術委員会 審議

2009 年 12 月 22 日 達 第 74 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

C 編 船体構造及び船体艤装

C4 区画

C4.1 一般

C4.1.1 を次のように改める。

C4.1.1 適用

規則 C 編 4.1.1 にいう「本会が特に認めた船舶」とは、次をいう。

- (1) 規則 V 編に規定する B-60 型又は B-100 型の乾舷の指定を受けるばら積貨物船
ただし、甲板上に貨物を積載する状態については、規則 C 編 4 章の要件が適用される。
- (2) IMO 決議 ~~A.469(XII)~~MSC.235(82)の規定に適合する洋上補給船
- (3) IMO 決議 ~~A.534(13)~~MSC.266(84)の規定に適合する特殊目的船

附 則

1. この達は、2010 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
3. 前 2.にかかわらず、船舶の所有者から申込みがあれば、この達による規定を施行日前に建造契約が行われた船舶に適用することができる。